

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

生 駒 市 長 殿

届出者 住 所
氏 名

㊟

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更
- 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1)土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²
(2)建築物の建築又は工作物の建設の概要	(イ) 行為の種別 (<input type="checkbox"/> 建築物の建築 <input type="checkbox"/> 工作物の建設) (<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 移転)				
	(ロ)	届出部分	届出以外の部分	合計	
	(i) 敷地面積			m ²	
	(ii) 建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²	
	(iii) 延べ床面積	m ²	m ²	m ²	
	(iv) 高さ	地盤面から m			
	(v) 用途				
	(vi) 垣又はさくの構造	道路に面する部分 ----- その他の部分			
(vii) 緑化施設の面積	m ² (あすか野北1丁目東地区のみ記入)				
(3)建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途		
	m ²				
(4)建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				
(5)木竹の伐採	伐採面積				m ²

備考

- 1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行なう場合には、押印を省略することができる。
- 3 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 4 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行なおうとするときは、一の届出書によることができる。
- 5 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。